⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数 ⑷・⑸　（略）	⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからへまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからへまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数 ⑷・⑸　（略）

（厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正）

第二十三条　厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 １～４　（略） ５　指定訪問リハビリテーション（１回につき） イ　（略） ロ　訪問リハビリテーション費のイの注１から注７まで、注９及び注10並びにロ及びハについては、適用しない。 ６　指定通所介護 イ　（略） ロ　利用者（適合する利用者等第14号に規定する者に限る。）に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、所要時間２時間以上３時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ⑵、ロ⑵又はハ⑵の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。 ハ　イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注１から注19まで並びにニ及びホについては、適用しない。 ７　指定通所リハビリテーション イ　（略） ロ　通所リハビリテーション費のイからハまでの注１から注20まで及びニからへまでは、適用しない。 ８　指定福祉用具貸与（１月につき） イ　利用者に対して、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）を算定する。ただし、１月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、当該指定福祉用具貸与に係る単位数は、算定しない。 ロ　（略） ９　指定地域密着型通所介護 イ・ロ　（略）	**別表第一** １～４　（略） ５　指定訪問リハビリテーション（１回につき） イ　（略） ロ　訪問リハビリテーション費のイの注１から注５まで及び注７、ロ並びにハについては、適用しない。 ６　指定通所介護 イ　（略） ロ　利用者（適合する利用者等第14号に規定する者に限る。）に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、所要時間２時間以上３時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ⑴、ロ⑴又はハ⑴の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。 ハ　イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注１から注14まで並びにニ及びホについては、適用しない。 ７　指定通所リハビリテーション イ　（略） ロ　通所リハビリテーション費のイからハまでの注１から注18まで並びにニからへまでは、適用しない。 ８　指定福祉用具貸与（１月につき） イ　利用者に対して、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）を算定する。 ロ　（略） ９　指定地域密着型通所介護 イ・ロ　（略）